

第一回國會議院 衆議院 労働委員会決算委員会連合審査会議録第四号

昭和二十二年七月三十一日(木曜日) 午前十時三十四分開議

出席委員

- 労働委員長 加藤 勤十君
- 理事 辻井民之助君 藤山 策二君
- 理事 原 信君 三浦寅之助君
- 理事 相馬 助治君
- 菊川 忠雄君 島上善五郎君
- 田中 稔男君 館 俊三君
- 前田 種男君 山花 秀雄君
- 尾崎 末吉君 寺本 齋君
- 橋本 金一君 松本 一郎君
- 石田 博英君 倉石 忠雄君
- 栗山長次郎君 吉川 久衛君
- 網島 正興君

決算委員長 竹山祐太郎君

- 理事 島村 一郎君 藤野竹谷源太郎君
- 片島 港君 河合 義一君
- 高津 正道君 玉井 祐吉君
- 辻井民之助君 戸叶 里子君
- 中會根康弘君 長尾 達生君
- 西田 隆男君 松本 一郎君
- 岩本 信行君 富田 照君
- 平井 義一君

出席國務大臣

- 厚生大臣 一松 定吉君
- 國務大臣 齋藤 隆夫君
- 國務大臣 米窪 満亮君

出席政府委員

- 厚生事務官 吉武 恵市君
- 厚生事務官 江口見登留君

本日の會議に付した事件 労働省設置法案(内閣提出)(第一二號)

○加藤委員長 それでは前會に引續き開會いたします。竹山祐太郎君。○竹山委員 私は行政機構に關する委員會の代表的な意味におきまして、労働省設置に關する問題について、政府の所見を伺いたしたのであります。

第一に前提としては、現在における日本の情勢から労働省設置の政治的必要性は十分承知をいたしているものであります。最初に行政機構に關する齋藤國務大臣としての齋藤大臣に伺いたし、點であります。今回の労働省設置は、現在前内閣以來引續いて調査立案中の行政機構全般に關する諸施策の一環として行われるものであるかどうか。もちろん前内閣以來閣内には上つておりましたが、現内閣が成立と同時に、はつきりとこの設置の問題について決定をされ、準備に進まれてきたのであります。現内閣としては、労働省設置を當初から取りあげておられるのであります。これが今の行政機構全般との問題、現内閣としての關連性について伺いたしたのであります。

次は、この労働省の設置の問題を含めて、全體の行政機構の改革を、いかなる方向にもつていこうとしておられるのか。またそれはいつごろ決定をされ、實施に進まれようと思われているのであるか。この點を伺いたしたのであります。なぜかやうなことを伺わなければならぬかと申しますと、現在労働省の問題のみならず、特別な理由による内務省の解體もあり、行政機構に關しては幾多の問題が出ておるのであります。

外、あるいは政府部内における動きと國民の全體として感じておられる感じとの間には、いろいろ私に食違ひ、大きな問題があると思つておられます。終戦以來、國力の非常になつた日本として、もちろんいろいろ事態がむずかしいために、行政機構の複雑化を來すといふことは避けられないと思つておられます。國民の受ける感じは、終戦後ますます官廳の増設を見ておるのであります。どこのいけば一體官僚の数が止まるのか、その際限を知らないといふ感じをもつておるのであります。

力なる政治行政を望むことは切であり、政府のみならず行政機構の簡素にして強力なる改革を望んでおられること切なるものがあると思つておられます。その意味から言ひまして、今後の根本的な見解を伺つておきたいと思つておられます。とかく、昨今の情勢を想像をいたしますと、どうも自分たちの代表を、多少言葉は妙であります。意見が代表する者が閣議に出ておらなければ、強力な施策、政治は行われないといふ感じを國民に與えておられると思つておられます。かういふ傾向が漸次強がつていく場合におきましては、一體大臣を何人置いたらいのか、際限はないと思つておられます。むしろ戦争中もしばしば、喝えられて、實行はできませんでしたが、少數閣僚制なり、強力なる内閣の政治力を發揮する

根本的な検討をいたしてまいりませんならば、今の情勢をそのままに進めていくことは、まことに私は憂慮すべき傾向にあると思つておられます。これは國會自身においても慎重なる検討をする問題だと思つておられます。今回新たに設置された常任委員會議制度なるものは、まことに國會の權威の上において重大なる意義をもつものであります。同時に今後慎重に検討を要する點は世間の批評によつて、ますます官廳機構の複雑充を來すおそれを伴ふものと想像されるのであります。これは一に内閣及び國會が強力なる政治力の結集によつて、眞に國民の求める強い政治行政を行わなければならないと考えるゆゑんであります。かような見地から今回の労働省設置に於ける現内閣の行政機構全般に關する構想、また労働省設置に至りました内閣の見解、以上の點につきまして、齋藤國務大臣のお答えを望む次第であります。

○齋藤國務大臣 お答えいたします。前に、行政調査部の機構、並びにこれまで取來つた事情につきまして、大體述べまして御了解を求めておきたいと思ひます。御承知でございますらうが、前内閣におきまして、昨年十一月に行政調査部というものを設けて、日本の行政機構の全般にわたつて根本的な大改革をやつてみたい。その上公務員制度並びにその運用についても、全面的に検討してみたいという趣旨をもつて行政調査部が設けられました。昨

年の十一月から仕事にとりかかるとに相なつたのであります。この機構は、官制によりまして、行政調査部の總裁は、國務大臣をもつてこれに充てる。主管は法制局長官をもつてこれに充てる。そのほか四つの部を設けて、第一は總務部、第二は行政機構に關する部、第三は公務員制度に關する部、第四は行政運営に關する部、この四つの部を設けて、この部門にそれぞれ各省の若い事務官を充てておりました。現在におきましては、職員も合わせて百名以上になつておるのであります。そうして熱心にこの目的のために調査研究をしており、なかに、照範國にわたつて、まず外國における、少くとも、イギリス、アメリカ、露イッ、フランス等における行政機構のことにござつても、でき得る限り材料を集めておりました。日本の行政機構は、御承知の通り、明治以來の傳統の上に、設立せられておりました。これを根本的に改めたいといふことは、實際においてなかなかむずかしい問題もありません。またそれがはたして時代に相應するかないかといふことも、相當検討を要することがあるのであります。もうすでに舊制度が及びまして、新しき憲法のもとにおきまして、いわゆる民主的行政機構に改革し、官吏も、天皇の官吏たる資格はなくなつて、國民の官吏となりましたからして、かういふ觀念をば土臺といたしまして、あくまでも民主主義の線に沿つて、機構を改正してみたいといつておられる

根本的な検討をいたしてまいりませんならば、今の情勢をそのままに進めていくことは、まことに私は憂慮すべき傾向にあると思つておられます。これは國會自身においても慎重なる検討をする問題だと思つておられます。今回新たに設置された常任委員會議制度なるものは、まことに國會の權威の上において重大なる意義をもつものであります。同時に今後慎重に検討を要する點は世間の批評によつて、ますます官廳機構の複雑充を來すおそれを伴ふものと想像されるのであります。これは一に内閣及び國會が強力なる政治力の結集によつて、眞に國民の求める強い政治行政を行わなければならないと考えるゆゑんであります。かような見地から今回の労働省設置に於ける現内閣の行政機構全般に關する構想、また労働省設置に至りました内閣の見解、以上の點につきまして、齋藤國務大臣のお答えを望む次第であります。

根本的な検討をいたしてまいりませんならば、今の情勢をそのままに進めていくことは、まことに私は憂慮すべき傾向にあると思つておられます。これは國會自身においても慎重なる検討をする問題だと思つておられます。今回新たに設置された常任委員會議制度なるものは、まことに國會の權威の上において重大なる意義をもつものであります。同時に今後慎重に検討を要する點は世間の批評によつて、ますます官廳機構の複雑充を來すおそれを伴ふものと想像されるのであります。これは一に内閣及び國會が強力なる政治力の結集によつて、眞に國民の求める強い政治行政を行わなければならないと考えるゆゑんであります。かような見地から今回の労働省設置に於ける現内閣の行政機構全般に關する構想、また労働省設置に至りました内閣の見解、以上の點につきまして、齋藤國務大臣のお答えを望む次第であります。

根本的な検討をいたしてまいりませんならば、今の情勢をそのままに進めていくことは、まことに私は憂慮すべき傾向にあると思つておられます。これは國會自身においても慎重なる検討をする問題だと思つておられます。今回新たに設置された常任委員會議制度なるものは、まことに國會の權威の上において重大なる意義をもつものであります。同時に今後慎重に検討を要する點は世間の批評によつて、ますます官廳機構の複雑充を來すおそれを伴ふものと想像されるのであります。これは一に内閣及び國會が強力なる政治力の結集によつて、眞に國民の求める強い政治行政を行わなければならないと考えるゆゑんであります。かような見地から今回の労働省設置に於ける現内閣の行政機構全般に關する構想、また労働省設置に至りました内閣の見解、以上の點につきまして、齋藤國務大臣のお答えを望む次第であります。

根本的な検討をいたしてまいりませんならば、今の情勢をそのままに進めていくことは、まことに私は憂慮すべき傾向にあると思つておられます。これは國會自身においても慎重なる検討をする問題だと思つておられます。今回新たに設置された常任委員會議制度なるものは、まことに國會の權威の上において重大なる意義をもつものであります。同時に今後慎重に検討を要する點は世間の批評によつて、ますます官廳機構の複雑充を來すおそれを伴ふものと想像されるのであります。これは一に内閣及び國會が強力なる政治力の結集によつて、眞に國民の求める強い政治行政を行わなければならないと考えるゆゑんであります。かような見地から今回の労働省設置に於ける現内閣の行政機構全般に關する構想、また労働省設置に至りました内閣の見解、以上の點につきまして、齋藤國務大臣のお答えを望む次第であります。

る研究しておりますが、これを具體化する事は上ほどもんどらうございまして、今日まで大分具體化したものもございまして、まだこれをば議会の協賛を得るまでには至つておらぬのであります。しかしさいわいにして昨年の暮、アメリカから日本の行政調査団が四人参つております。これはなにか熱心に日本の行政機構というよりは、むしろ公務員制度及び公務員制度の運用について精しく調べておられますが、行政調査部におきましては、官吏制度、公吏制度をば相當に具體化しまして、官吏法、公吏法というものを作成いたしました。これを成るべく早く議會に出そうという準備をいたしております。また内閣制度からして各省及び地方制度につきましても、でき得る限りお説のようにならざるべく簡潔にして強力な民主的の機構を行いたいと思つて研究しております。が、まだ議會に出すまでの運びには至つておりません。しかしいつまでもこのように放つておくことにはまいりません。行政調査部は大體初めの出発が一年ということになつておりますが、一年という期限が過ぎたならば、これは自然消滅になるわけでありまして、大體今後一年を期してこの事業を完成したいということになつておりますからして、行政調査部でございまして、えました具體的の機構は、この次の臨時議會もしくは次の通常議會には、ことごとくさらけ出すことができると思ひまして、通常議會が済みますると同時に、この行政調査部を閉鎖するつもりでおるのであります。

そこで労働省の問題でございまして、労働省のことは御承知の通り、前内閣において労働省設置ということがきまつておりますので、行政調査部といたしましては労働省設置について別に研究したことはありません。これは政治上においても實際上においても設置の必要があると思ひまして、内閣で行政調査部を離れてきめたのでありますからして、労働省設置につきましましては行政調査部は別に關係しておりません。このことをば御承知を願ひたいのであります。要するにさういふこととでございまして、ただいま申しました國家公務員法はこの國會に間に合いませんが、十二月一日までにその効力を發生しなくてはならぬということになつておりますから、いざれこれがために、これだけでも臨時國會を開かなければならぬという必要が起つてくるものと思つております。さうに御承知を願ひます。

○竹山委員 よく了解をいたしました。ただちよつとふしぎに考えます。これは、これほどの一省を設立する問題が行政機構全般を考へておられる行政調査部として何ら觸れられなかつたといふことは、もちろん政治的の事情は了解をいたしますが、さうなことは、今後の行政調査部行政機構全般の改革を強力に期待をして国民の側から見ますと、いささかの足りない感じがもつてあります。内閣が必要とあればどん／＼つづつていくことを承認をして前提において行政調査部は調査をする。名前が調査だからいし方ないかもしれませんが、それどころぞ望むことは、政治力をもたれる齋藤國務大臣が、調査でなしに、全體の實行性のある立案を速かにせられんことを希望いたします次第であります。

次は一松厚生大臣に伺いたいのであります。労働省設置の問題が行政調査部としては何ら關係がないということであれば、これはこれ以上質問をするわけにはいきませんから、内閣として今日まで労働政策をやつてこられた厚生大臣の見解を伺いたいのであります。先般米窪國務大臣の説明によりまして、要約すれば、強力なる労働政策を遂行する、また労働政策に關する行政機構を整備するといふことが、この法案提出の理由のようによつて了解いたしましたのであります。さうであれば、現在まで國情の變化は十分了解をいたしておりますが、現據當大臣としての厚生大臣から、労働省の設置をいたし、行政機構の整備をいたさなければ強力なる労働政策が行えないという事情について、一應御見解を伺つてみたいのであります。

○一松國務大臣 ただいま御質問の労働省の設置に關する政府の態度といたしましては、あなたも御承知の通り、これは幣原内閣の當時すでに、この労働行政の強化擴充ということに向つて、強き施策をしなければならぬといふことに相なつておつたことは、御承知の通りであります。従いまして、吉田内閣が成立いたしました時に、それらの輿論に即應いたしましたので、労働省を設置しようという議が數回開議にも出ましたが、その當時にはまだ今日ほどにそれらの點が熱なかつたのであります。ところが御承知のごとく本年の二、三、セネストの前から、労働者の攻勢というものが非常に激烈になりました。そればかりではありません。わが國の國家再建という方面において、労働者諸君の任務ということが非常に重大になりまして、それがために労働組合法とかあるいは労働關係調整法とか、あるいは労働基準法だとかいふような特別な法規を制定して、これらの強力なる労働行政を推進しなければならぬといふ情勢に立ち至りましたために、もう機も熟したからといふような了解もできまして、ここに労働省の新設をしなければならぬといふ情勢に立ち至つたのであります。このことに關しまして、厚生省としましては、しからは獨立しないでも、それだけの労働行政を強力に推進する働きがでないのかといへば、それはできぬことはいふまでもない。人員を殖やしましてやればよろしいけれども、しなながら御承知の通り、國家再建のためには厚生省の任務も重かつたになりまして、これ以上、今までより一層厚生省本来の、いわゆる社會福祉のために手を擴げなければならぬ仕事がいふくつも山積してまいりました。このときに、その同じ労働行政を擴大強化しなければならぬ仕事をやるというよりも、むしろここに新たに一省を設けて、さういふ方面に主力を注ぐことが必要である、さういふことが、吉田内閣の時からすでに論議せられておつたのであります。片山内閣の成立と同時に、それが十分に擡頭してまいりました。それが今日の情勢に立ち至つたのであります。さういふような情勢につきましては、あなたも、よく政治方面のこと十分に御理解に相なつておるといふ御趣旨でありました。が、政治方面だけでなく、實務の方面から、これを獨立して、労働行政を擴大強化していくことにおいて、厚生省に置くよりも、獨立省を設けた方がよろしい、さういふような國家の見地から、さういふことに取計らうことに相なつたのであります。さう御了承願ひたいのであります。

○竹山委員 續いてもう一點、今のお話のごとく前内閣以来の議案が片山内閣において實現をしたということは、片山内閣、殊に社會黨の性格がこれをかくあらしめたとも理解され得ると思ふのであります。その意味において労働大臣となられる米窪國務大臣のごときは、國民から見れば、最もびつたりした労働大臣であると思ふのであります。さういふことは同時に、現内閣としてはきわめてびつたりした政策であり、また省の出発にはきわめて適格であります。政治情勢といふものは、必ずしも固定をしたものでないものであります。政治の状態が變つた時を想像してみますと、先ほども私が申したごとく、労働政策が役人をただ殖やすといふことだけでは十分に行われなかつたところに、厚生省から労働省を獨立しなければならぬ政治情勢を産んだと考へられますが、さうな意味において、一變をいたした性格の内閣などが將來出た場合において、はたして今日考へられておられるような労働省の眞の活動が期待し得るかどうかといふことも、行政機構としては十分考へておかなければならぬと思ふのであります。それらの點については、今までの經驗上、官廳としての仕事の上においては何ら支障を來さないかどうか、要慮すべき事態はないかと考へられるかどうか、一應現大臣としての一松大臣に伺つておきたいのであります。

○一松國務大臣 ただいま申し上げましたように、わが國における労働行政

の擴大強化ということが今日の時勢から必要であるという事で労働省を新設するに至つたといふことは申し上げた通りであります。これが今後における社會上の變化においてどうなるかといふことは御承知の通りそのときそのときにおいて、その労働行政の運用上、これはなお擴大強化せなければならぬといふことでは、労働行政といふものを一層擴大強化する必要もありましようし、あるいはもう今日の情勢ではここまでするよりもよるしい、縮小しなければならぬといふ時期がくれば縮小しなければならぬといふこともございまいし、そのときそのときに従つて必要に應じてこれを擴大強化し、もしくは減少しなければならぬといふことは政治の本體であらうと思ひますから、今から豫想して、これはこゝうなるであらう、あなるであらうといふ大體の見定めはつきましようが、豫言してどうであらうといふ断定はできないといふ私がおおります。

○竹山委員 次は、厚生省が労働省を分離いたしましたあとの政策の重點は、もちろん現在の機構がそのまま残るのでありますが、おのずから重點をどこにおいて進んでいかれるのであるか。またごく事務的な話であります。今度の労働省設置によつて直接豫算の増額ほどの程度であるか。また人員の増加ほどの程度になるのか。これはあるいは米窪國務大臣の方があとの分は御擔任かもしれません。その邊はわけをお答えを願ひたいと思ひます。

○一松國務大臣 労働省を設置いたしましたために、厚生省から労働省の方に所管をいたしますものは、いわゆる保険制度に関する問題でありますと同

時に、職業方面の行政に關するものであることは言うまでもないのでありますが、そうすると厚生省に残るものはどういふところが、重點であるかといふと、保健衛生に關することが厚生省の最も重點でありますし、社會衛生、これらのことは、これもまた重要な厚生省の任務であります。これに牽連いたしまして、いろいろな問題があります。たとへば薬の問題、あるいは醫者の問題、薬剤師の問題、助産婦の問題、あるいはいろいろな傳染病等に關する問題、あるいは残つておる問題はいろいろの健康保険、あるいは年金といふような仕事、それから最も明るい仕事としては、國立公園の擴大強化といふような問題、あるいは體力局の問題等についても、文部省との間においていろいろの調査研究を進めなければならぬといふような問題が山積しておることを御了承願ひたいのであります。

○米窪國務大臣 私に對するお尋ねは大體豫算、それから新たにできる職員といふ點だと思つたのでありますが、官房と新たに創設する二局の豫算は目下大蔵省と折衝中でございます。私どもの方で立てた豫算が相當削減されておるのでございまして、大體八千萬圓程度で話が落ち著くのではないかといふ見透しをもつております。それから官房及び二局の人員がどの程度殖えるかといふことについては、昨日も事務當局から、まだ正確な数字をここで御説明する域に達しておらないといふ答へがあつた通りでございます。まだ今日においては、はつきりとして申し上げることのできないのは残念に思つております。わかり次第至急御説明することにいたします。

○竹山委員 これはもう済んだことをここで取上げることがどうかと考えますが、一應世間で耳にしておられますが、何つてみたいのであります。先般米窪國務大臣の答辯の中にも出てまいつた問題で、労働省設置にいたる経過において、一松厚生大臣と米窪國務大臣と、信念の上において若干の食い違ひがあつたことが出ておられます。片づいた以上、さような問題はなんでもないと思ひますが、この際問題がはつきりいたしておりましたらば、どういふことが、労働省設置にいつて、事務的な問題、あるいは他の點において議論になり、あるいは解決したものであるといふことを、この議會を通じてはつきりしていただくことが必要であると思ひます。そので、厚生大臣から、必要な程度に

○一松國務大臣 一體保險制度が一本において運営せられることが適當であるか、あるいはこれが分離して運営せられることも支障を生じないものであるかといふことは、保險制度を研究する上において、最も關心をもたなければならぬといふことは言うまでもありません。私の信念は、今いろいろの保險制度が行われておりますが、それらのものは、將來は社會保險にまで進まなければならぬといふことであります。社會保險にまで進むといふことであれば、保險制度はどの程度でもこれを多岐にわたらせしめてはいけない、一本において運営することがよろしいといふのが私の信念でありました。ところが今労働省が設置せられるといふことにあたりまして、まず失業保險、失業保險は御承知の通り今までわが國にはなかつたが、これが新設せられる労働省に直接關係

があるから、これだけの仕事をすることが一層よろしいのではないか、この點については私も賛成したしたのであります。さてその後にきたる問題は勞災保險の問題であります。勞災保險の問題は、ただいま私の申し上げた、保險制度は一本に運営することがよろしい、社會保險にまで進むことが必要であるといふ信念のもとにおいて、やはりこれは厚生省においてすべてやつた方がよろしいのである、かように考えたのであります。なぜよろしいかといふと、すべての手續において、あるいは將來一本に、大きい社會保險にまゝとめる上においてもよろしい、こゝういふ考えでありました。御承知の通り、労働基準法が制定せられ、これと勞災保險が表裏一體をなす立場にありますので、この労働基準法が労働省に直接關係がある法案である以上は、この意味において、勞災保險は労働省にもつていつた方がよろしいといふことが、労働省、厚生省の意見の分れるところでありました。そこで私と米窪國務大臣の間に、論争といふこともなく、どちらにもつてゆくのが國家のためによるしいか、利害關係者のために最善の方法であるかといふことについて意見の交換をしておつたのであります。ところがそれらの點については、いくらか互いが話をしても、信念の相違であるから、互いに一致點を見出しません。それならば閣議において、片山總理大臣、芦田外務大臣にまかして、どちらでも國家のためによい方に裁斷してもらおうではないかといふことでも話合ひがついて、そういうよりに願ひたいのであります。その結果、兩者の間

の利害關係のある労働協調の建前から、労働者と資本家の間において、どちらがよいのであるかといふ意見を確かめよう、その態度いかんによつてその歸屬を明らかにすることが民主的である、こゝういふ建前から、勞災保險に直接關係ある資本家方面、労働者方面の代表者を招致してその意見を聴取した結果、これは労働者にも一人の異論者なく、労働省にもつていくのがよろしい、こゝういふ上申したのであります。そうしますと、いわゆる保險制度を一本にしておかなければならぬといふようなことも、國家民衆のためには私がおおるものである、しかるに利害關係の重大な立場にある労働者が一本になつて、これは労働省にもつていくがよろしいといふことになれば、私は何をか言わん、もちろんこれはそうしてもらうことがよからうといふことになりまして、私は欣然として自己の主張をなげうつて、そうしてこれを労働省に移管するといふことに賛成をいたしましたのであります。かく賛成をいたしました以上は、この仕事が完全に運営できるようにしなければならぬといふ建前から、私も喜んで労働省方面に、それらの仕事が圓滿に遂行できるように御協力をしよう、こゝういふ考えをもつて今日に至つておりました。本日とも全國の保險課長並びそのいろいろな關係者を本省に招致いたしました。今そういうことを訓辭してきたところなのであります。どゆかきよう御了承を賜りたい。世間に傳つておりましたように、一松、米窪両氏が口角泡を飛ばしてなわ張り争ひをしておるといふようなことは、もつてのほかで、誤解だといふことを御了承願ひたい

のであります。

○竹山委員 よく了解をいたしまして最後に労働省が新しく動いていくにつままして、一省をつくるについては、ここに割り込んでいく従来の省との間に、まず行政的にいろいろの問題があると思ひます。もちろん米窪氏の熱をもつてよく解決されるとは思ひませんが、一應今日の段階において、各省との関係において、すべての問題がきれいに片づいてしまつておるとも考えられないのであります。現在米窪氏が考えられておる問題として、各省との間に將來労働省として、ここに一省を設けたいという片山内閣の重大政策として、これを實現する意味におきまして、今後なお問題が残つておる點があると思はれ、一應何つておく必要がありますが、それらの點について米窪國務大臣の御答辯を求めます。

○米窪國務大臣 お尋ねに對して的確に私が答へできるかどうかは疑問ですが、たとえば厚生省との関係においては、今一松厚生大臣の言われた御意見の通りで、何らの感情的なわけだかま、事務上の支障は起るまいと考へております。労働省の擔當者としても、厚生大臣の、協力して労働省の健全な發達を望むというふうな今の御言葉に對しては、まことに感戴であり、感謝しておる次第であります。御指摘の點については、たとえば船員労働を厚生省へ包括すべきであるという意見もあり、また船員労働はその特殊性、從來の歴史、また行政官廳として船員労働と海軍行政は切り離すことはできないというふうないろいろな事情、どういつたことで船員労働の所轄事項と、それから船員保険というものが運輸省に

残つておる、こういう點においては、連絡調節の機關を労働省に設けまして、兩者の間に事務の支障のないようになつていきたいと思いますのでございまして、おそれなくこれに對してもワリクシヨンがなくていくのではないかと考へております。もう一つ各省との関係において豫想される點は、婦人問題に對して、直接労働に關係のある婦人問題は労働省で扱ふのでございしますが、一般の婦人問題については、これまたそれ、文部省、厚生省、あるいは内務省等において取扱つておられることがあるのでございします。そういうお取扱いになつておる以外の點については、労働省が中心になつて連絡調節をはかる。それと労働者に対する最も廣い意味における教育問題、この點も文部省を中心としてその他の關係各省との間に連絡をとつて、廣い意味における公民教育といふことも、つまり社會人としての労働者に対する教育といふことについては、これらの省との間に何らの食違ひなり、あるいは所管争ひの起らないような方法において、圓満なる連絡調整をはかりたい。大體そういうふうなことを考へております。

○竹山委員 秋の質問はこれで終ります。今まで伺いました點について私の感じは、冒頭に申し上げましたごとく、政治的情勢において現内閣は労働省を設置されたといふことについては、欣然賛成をいたすものであります。行政調査部として行政機構に關する關係においてなされたのではないといふ御答辯のごとく、私の憂慮いたした點は、今後内閣が強力につくつた以上は、労働省の機能を發揮すると同様に、全體の行政機構について、しつかりとした政策を遂行されるように希望を申し上げておきます。以上で私の質問を打ち切ります。

○加藤委員 次に島上善五郎君から發言を求められております。島上君。○島上委員 敗戦後の荒廢に歸しておる産業を再建復興することの必要であることは、もはや議論の餘地のないところですが、このために労働組合の健全なる發達が必要であるといふことも、これまた議論の餘地のないところだと思ふ。労働省が設置されました。この労働組合の健全なる發達について、努力されることを、われわれは大いに期待しておるのであります。昨日の前田君の質問に對して、米窪國務大臣は、労働組合の健全なる發展については、労働組合自體の自主的な動きを尊重して、干渉がましいことはいはしたくないといふような御答辯であつたと思ひますが、私もそれは結構だと思ひます。しかしながら現に労働組合の健全なる發展を阻害しておる事實があるといひます。それを排除しようといふことはぜひとも必要なことではないかと思ふ。私は一、二の労働組合の健全なる發展を阻害しておる事實について、どう考へるといふことを御質問いたしたいと思ひます。労働組合法の第十一條に、労働組合の組織と活動に對して妨害を加えてはならぬという規定がありますが、現に中小工場においては、組合法に規定している條項に違反して、労働組合を組織しようとする活動をなはだしく、まあ激しい言葉で言ひますと、弾壓しておる事實があるのではないかと考へます。これはすでに労働委員会等においても、十一條違反の判定を下されておる事實が少なからず

あることを見ましても明らかでありまが、労働委員会へ提訴に至らない事實が、中小工場においてたくさんにあるのであります。労働組合をつくらうとすると、それに對していろいろと口實を設けて、妨害しておるといふ事實、そういうことに對して、そのような事實のあることをお認めになるかどうか。それに對してはどういうふうに考へておるかといふこと。またもう一つお伺ひしたいことは、御用組合の存在であります。今日労働組合の存在を頭から否定できないことは、大方の事業主も承知しておることでありまして、従つて労働組合の組織が労働者の中から自主的に起る前に御用組合をつくりまして、そのわくの内に労働者を縛りつけておこうとする動きが、これまた中小工場において幾多見られるのであります。戦時中の産報をそつくり裏返しにしたにひとしいようなものをつくり、會社の息のかかつた労働課長もしくは労働課長の次あたりの人が指導して、労働者の自主的な動きを抑えつけている事實も事例をあげればいくつとなくあるのであります。今日日本の労働組合が全國的な連合體に組織された數よりも、むしろ單獨組合の數が多いくらいであるといふこの事實の中には、私が今申し上げた、極端に言へば、産報を裏返したに等しいような資本、事業主の息のかかつた御用組合が單獨組合の中に多數存在しておるといふことを言つても間違いないと思ふ。こういうふうな御用組合のわくの中に縛りつけて、労働者の自主的な動きを抑えつけるというところは、これは組合の健全なる基礎を覆す大きな事實だと私は考へるので

あります。こういうことに對して米窪國務大臣はいかように考へておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○米窪國務大臣 島上さんの御指摘になつたようなことが、主として中小工業の方にあるとするならば、それは先般来たば、私が言つておる、健全なる労働組合を育成するという労働省の方針に相反するものでございします。それで當局としては、そういう經濟團體がないように、今後とも經濟團體の折衝を保つてまいりたいと思つてございしますが、くわしいことについては労働局長からお答へいたさせます。

○吉武政府委員 島上君のお尋ねの十一條違反の點であります。おそれなく小さい事業場においてはかような事實があるかと思ひます。これはお話のように、決して健全なる労働組合の結成を促進するゆへにございませぬ。労働組合は申し上げるまでもなく第二條は、労働者が主體となつて自主的につくられてこそ初めて労働組合なのであります。事業主がつくらせるいわゆる御用組合というふうなものは、ほんとうの健全なる組合ではございませぬので、よろしくございませぬ。それから今の第十一條の關係につきましては、お話のように提訴があれれば、中央及び地方労働委員会におきまして處置をいたすことになつております。相當提訴された事件もございします。それからわれわれもいたしまして、組合法の趣旨宣傳におきまして、この十一條の關係を特に取出して、十一條に違反すると、こういうふうな處置になるぞというふうなパンフレット等も用意いたしまして普及に努力して



おられます。今後ともこの点につきましましては重点を置いて普及宣傳をいたすつもりでございます。

○島上委員 大體の方針は了解できますが、私はこの問題についてもう少し質問したい。今の労働組合法の罰則は違反者に對してゆるやか過ぎると思ふ。至氣で違反をやつてゐるという事實がありまますので、私はこの御用組合のわくに閉じておこなうとする中小事業主、それから組合法違反を平氣でやつてゐる事業主に對しては、労働組合法を改正して、もつと嚴重なる方針を立てる必要があるのではないかと考へておられます。それに對してどう考へておられるかお伺ひしたい。

○米窪國務大臣 お答えします。労働組合法の改正という點については、いろいろ各方面から意見があるのでございますが、目下政府としてはこれを研究してゐる状態でございます。今の島上さんの御指摘の點についても、今ただちにこれを改正するという考へはもつておられないのであります。しかしこれは、あるいは早晩改正法律案を國會に提出するようになるかも知れなからと考へておられます。

○島上委員 労働基準法の實施監督についてお伺ひしたいと思ひます。労働基準法を一日も早く實施してもらいたいということは労働者の痛切な要求であります。ただしかしながら、労働基準法の實施をよほど嚴重に監督いたしませんと、私は下の方へいきまして、せつかくの労働基準法が死んでしまふことになりはしないかということをお愛するものであります。特にこの監督については、労働大臣を豫定されておられます米窪さん、あるいは今の労働

局長であられる吉武さんは、どういふ監督方法を考へておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○江口政府委員 お答えいたします。監督機構の運営の問題だと思ひます。目下都道府縣の労働基準局、さらにその下におかれます各監督署の充員を急いでおられますので、これが充員できまされた後において、どういふ方法で運営されるかという點についてはまたいろいろ研究いたしまして、それ／＼専門の方の御意見を承りまして、あるいは労働組合法関係者の共同による建議などを取入れまして、共同で監督の手傳いをするようになるのではないかと考へておられるのであります。いい方法があれば今後の監督運営にそれらの方法を取入れてまいりたいと考へておられます。

○島上委員 監督署を設けられるというところであります。現在も労働事務所もしくは公共職業安定所というものがございまして、どうもそれらのものの中には、戦時中の動員員から引續いておられる人々が多くて、とかく事業主との間に、いわば腐れ縁のようなものもつておられる人が、特に上の方に多いように思われる。もしそういう人々のみによつて監督が行われるということになりますと、いきおい不十分なる監督ということになると思ふ。私はこの監督署の地域内における労働組合の代表による民主的監督機構を設けざる必要があるを考へておられますが、これに對してどういふお考えであるか、承りたいと思ひます。

○江口政府委員 お答えします。監督署の充員の問題であります。戦時中労働行政に關與しておりましたいむゆ

る腐れ縁のような、極端に申しますと警察の配下になりました、警察権をもつてそういう工場の監督にあつておつたような連中は、いわゆる労働行政から排除されるという原則がありますように、監督署につきましても、そういう腐れ縁のある人はもちろんできるだけはいつてもらわれない。できるだけ新鮮な、新しい感覺をもつた人に監督官になつていただくという方針をもつておられます。それから労働組合を大いに活用して、工場監督にあたらしめるように考へてはどうかとお話である

りますが、もちろんわれ／＼も、これも有力な一つの方法であるかと考へておられます。監督署が開けますと、いざれそういう方面についても強力な指示を與えて、できるだけそういう方向で進むように通牒などを發することにならうかと思つておられます。

○島上委員 まだお伺ひしたいことはたくさんございまして、それは労働委員會だけの時に質問することにしまして、ただ一つ労働者の住宅問題、これは昨日の質問にもあつたと思ひます。が、その際の御答辯によりますと、十二年度二十六萬戸の計費があるというお話でしたが、そのうち實際にどのくらいが労働者の住宅に豫定されておるかという點と、もう一つは開議にも、國有林の拂下げ、岡有林を伐つて労働者住宅を建てるといふ問題が出たところであります。拂下げるとやみの原因になるおそれがある、公園方式をとると國家的にマイナスになるといふような御答辯のように承つておられますが、今日労働者住宅がいかに緊急必要であるかということ、あらためて申し上げる必要はないと思ふ。私は從

來のように業者に拂下げるといふことはやみの原因になるおそれがあると思ひますが、たとえば労働組合を對象として、労働組合に労働者住宅の建設並びに管理を任せるといふような方法を考へましたならば、決してやみにもなりませんし、また労働者の住宅建設について、最も公正な方法がとられるのではないかと考へておられます。そういう點をお考へになつておるかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

○米窪國務大臣 第一點の御質問に對しては、先日申し上げたように、大體において炭礦従業者その他を含めて十一萬二千戸がいわゆる労働者の住宅と政府は解釋しておるのであります。ただ労働者というところが非常に廣い意味があるので、御質問と多少の食違ひがあるかも知れませんが、大體政府の考へとしては二十六萬戸のうち、十一萬二千戸をもつて労働者の住宅に充てたいという計畫でございます。第二點の御意見については、これも一つの可能性のある御意見と承つておりまして、將來ともひとつ研究してまいりたいと思ひます。

○島上委員 今の労働者の住宅問題で、十一萬二千戸ということですが、この中には鑛山方面の住宅と、都市の労働者のものが當然含まれておると思ひますが、その内容をもう少しはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○米窪國務大臣 先ほど申し上げた通り、労働者という範圍があるいは若干食ひ違ひが起るかも知れませんが、十一萬二千戸の内譯は、炭礦に新設するもの二萬五千、改造するものが一萬五千、庶民住宅三萬二千、分譲住宅が

四萬、計十一萬二千戸、こういうことになつております。

○島上委員 私の質問はあと労働委員會の際に發しておきまして、本日はこれをもちつて終ります。

○相馬委員 労働省設置法案によりますと、船員の労働に關する件について、これを運輸省に委ねるといふことについて、またそのやむを得ない事情について、先の委員の質問によつて——直接の質問ではなかつたのですが、米窪國務大臣からちよつと觸れられたようでありますが、よく考へてみるのに、連絡統一をはからなければならぬ。このことは向うには任せつかりにしておけない、といふことは、ちやんと、この法案に認めてゐる通りであつて、これはわれ／＼が考へてみるの

に、どう考へても労働行政を二分するといふ意味で、労働者を明らかに弱體化するものであるがゆゑに、このことにはあくまで私は反對でございます。船の航行安全その他特殊事情があること、こういうことがかりに成り立つとしたならば、鑛山労働者はやはりその特殊性に基いてこれは商工省に委ねるといふ議論も一應成り立つてくるのではないかと考へます。と、この日本の今の労働行政、特にまた官費を増してはいけなから、といふこの國のさ中において、労働者の福祉のために労働省を設けるといふこの必然的な運命の段階から考へて、海と陸とで労働を二分化するといふことは、先ほどの國務大臣の簡單な説明を聞いてみると、現實に妥協するといふことがいかに悪いかといふことを考へてみます。といふと、私は本氣になつて労働省をつく

第一類第八号附屬の一 労働委員会決算委員会連合審査会記録 第四号 昭和二十二年七月三十一日

つて、本氣になつて労働者の福利をはかり、本氣になつて日本の生産を増強すると、こういうのならば、ひとつこれは勇氣をもつて、これは運輸省になんか任ざるべき性質のものではないといふことを指摘したいと思ふのであつて、これについて大臣の見解を承りたいと思ふのです。そして特に、前のもを立法するときのいろ／＼な事情等もありましようけれども、これは私が言ふのではないですけれども、海員ボスと運輸省との押れ合いといふことは、少くとも労働組合などをやつていふものについては常識である、ある人が言つていたと、こういうことをつけ加えておきたい。

○米窪國務大臣 御質問の點はきわめて重要な點であつたので、開議においても相當これが慎重に議せられ、また開議にこの労働省設置の法案をかける前にもたれました労働省設置準備委員会においても、これに對する非常に慎重なる議論が交換されたのでございませぬ。そこで結局はこの船員労働を今日現存のごとく運輸省に残すという結論に到達するまでの一時間の關係上詳しいことは申し上げませんが、そういう根拠はとにわたつたかといふと、大體において船山労働も特殊であるといふことは言えるのですが、船員労働は特に船に乗つて、いわゆる住居と職場が同一の船といふものに乗つていふといふ關係、こういう關係からみてこの船員の乗下船の行政、あるいは船員教育の行政、あるいは船舶建造であるとか、あるいは船員になる資格を與える行政であるかといふことが、もう全然特殊であるといふことから、どうしてこれもこれは一般海軍行政の官廳に

○相馬委員 御説明の趣旨はよくわかりました。これを分離するといふことについて、私は必ずしも釋然としたものではありません。それは船員組合のことはありませぬ。それは船員組合の輿論がさうであつたといふことを聞いて、この次に言おうとすることを私はやめるのでありますが、しかし廣汎な労働行政という立場、それから労働者の福祉という立場から、私も一労働者として、かつまた労働者の強力なる發展を祈るものであります。現存の面に妥協されたといふことに對しては、はなはだもつて不満でございませぬ。なおいろいろ問題が起きないよう

○相馬委員 今の點についてはわかりました。ぜひその勇氣をもつてしつかりお願いしたい。それから設置法案の第五條の労働局の事務分掌のうち、労働に關する啓蒙宣傳に關する事項といふことがあります。先ほど島上委員も御指摘になつたように、ともすれば健全な労働組合といふことを人々には言ふ。そしてその健全な労働組合にひつぱつていくための宣傳啓蒙といふことがどうも産報式な統一に流れ勝ちであるといふことを考へてみますと、これは立入つて労働省が労働者の啓蒙宣傳を一手にやるのではないといふことだけは相互に了解し、同時に前の廣間でよく私はわかつておりましたが、これは組合の實勢に任せていくのが正しい見解だと思ふのですが、それならば法令の上で、労働に關する啓蒙宣傳に關し労働組合連合團體に便宜を與へる事項と、こんなふうなでもする考へがあるかないか、もしこの上でそううたわなないが、そういう精神であるがゆゑに、そういうことを施行細則の上でうたうという用意があるとするならば、そういう用意があるといふこと、こういうことを一つお答へ願ひたいと思ひます。同じようなことでもあります。労働基準法というものが、労働者の福

社のために設けられたといふことは誰もが了解するのであります。その基準になるものが労働者の福祉を守り得ない點に定められることもわれ／＼として考へざるを得ないのであります。労働基準局において左の事務を掌るといふ基準を、他の團體新聞等において、政府の見解として、あるいは部局の見解として例示したり、仕事の説明をしたりする場合において、少くとも労働組合連合會に對して、それ以前に十分大衆討論をする時間と與へる通報をする必要があらうと思ひますが、これらについても細則等において定められる用意があるかどうか、お尋ねしたい。

○米窪國務大臣 御質問の點はきわめて重要な點であつたので、開議においても相當これが慎重に議せられ、また開議にこの労働省設置の法案をかける前にもたれました労働省設置準備委員会においても、これに對する非常に慎重なる議論が交換されたのでございませぬ。そこで結局はこの船員労働を今日現存のごとく運輸省に残すという結論に到達するまでの一時間の關係上詳しいことは申し上げませんが、そういう根拠はとにわたつたかといふと、大體において船山労働も特殊であるといふことは言えるのですが、船員労働は特に船に乗つて、いわゆる住居と職場が同一の船といふものに乗つていふといふ關係、こういう關係からみてこの船員の乗下船の行政、あるいは船員教育の行政、あるいは船舶建造であるとか、あるいは船員になる資格を與える行政であるかといふことが、もう全然特殊であるといふことから、どうしてこれもこれは一般海軍行政の官廳に

○相馬委員 御説明の趣旨はよくわかりました。これを分離するといふことについて、私は必ずしも釋然としたものではありません。それは船員組合のことはありませぬ。それは船員組合の輿論がさうであつたといふことを聞いて、この次に言おうとすることを私はやめるのでありますが、しかし廣汎な労働行政という立場、それから労働者の福祉という立場から、私も一労働者として、かつまた労働者の強力なる發展を祈るものであります。現存の面に妥協されたといふことに對しては、はなはだもつて不満でございませぬ。なおいろいろ問題が起きないよう

○相馬委員 今の點についてはわかりました。ぜひその勇氣をもつてしつかりお願いしたい。それから設置法案の第五條の労働局の事務分掌のうち、労働に關する啓蒙宣傳に關する事項といふことがあります。先ほど島上委員も御指摘になつたように、ともすれば健全な労働組合といふことを人々には言ふ。そしてその健全な労働組合にひつぱつていくための宣傳啓蒙といふことがどうも産報式な統一に流れ勝ちであるといふことを考へてみますと、これは立入つて労働省が労働者の啓蒙宣傳を一手にやるのではないといふことだけは相互に了解し、同時に前の廣間でよく私はわかつておりましたが、これは組合の實勢に任せていくのが正しい見解だと思ふのですが、それならば法令の上で、労働に關する啓蒙宣傳に關し労働組合連合團體に便宜を與へる事項と、こんなふうなでもする考へがあるかないか、もしこの上でそううたわなないが、そういう精神であるがゆゑに、そういうことを施行細則の上でうたうという用意があるとするならば、そういう用意があるといふこと、こういうことを一つお答へ願ひたいと思ひます。同じようなことでもあります。労働基準法というものが、労働者の福

○吉武政府委員 さきの労働行政については、先般申しあげたように、組合の實勢を尊重しながらやつてゆくつもりであります。しからばこのなかに、労働組合に對して援助を與えるという規定をおいたらどうかといふことではあります。これは労働省全體が健全な労働組合の助長發達を援助するものと御了承願ひます。基準法の施行等について事前に組合等に連絡をするようにすることでありませぬ。これは基準法をつくるときにも、組合の労働者代表を入れた労働法制審議會等で十分審議をいたしました。また基準法が施行になりますれば、あんなに労働基準諮問委員會を設けまして、これまた労働組合の代表の方に入つてもらつて、そこで一體この法律でよいのかどうか、改善する餘地があるか、あるいは實際に運用して

○米窪國務大臣 法文の上では、御質問の細かい具體的なことは掲げておりませぬが、労働省内に連絡協議會を設

○相馬委員 今の點についてはわかりました。ぜひその勇氣をもつてしつかりお願いしたい。それから設置法案の第五條の労働局の事務分掌のうち、労働に關する啓蒙宣傳に關する事項といふことがあります。先ほど島上委員も御指摘になつたように、ともすれば健全な労働組合といふことを人々には言ふ。そしてその健全な労働組合にひつぱつていくための宣傳啓蒙といふことがどうも産報式な統一に流れ勝ちであるといふことを考へてみますと、これは立入つて労働省が労働者の啓蒙宣傳を一手にやるのではないといふことだけは相互に了解し、同時に前の廣間でよく私はわかつておりましたが、これは組合の實勢に任せていくのが正しい見解だと思ふのですが、それならば法令の上で、労働に關する啓蒙宣傳に關し労働組合連合團體に便宜を與へる事項と、こんなふうなでもする考へがあるかないか、もしこの上でそううたわなないが、そういう精神であるがゆゑに、そういうことを施行細則の上でうたうという用意があるとするならば、そういう用意があるといふこと、こういうことを一つお答へ願ひたいと思ひます。同じようなことでもあります。労働基準法というものが、労働者の福

○吉武政府委員 さきの労働行政については、先般申しあげたように、組合の實勢を尊重しながらやつてゆくつもりであります。しからばこのなかに、労働組合に對して援助を與えるという規定をおいたらどうかといふことではあります。これは労働省全體が健全な労働組合の助長發達を援助するものと御了承願ひます。基準法の施行等について事前に組合等に連絡をするようにすることでありませぬ。これは基準法をつくるときにも、組合の労働者代表を入れた労働法制審議會等で十分審議をいたしました。また基準法が施行になりますれば、あんなに労働基準諮問委員會を設けまして、これまた労働組合の代表の方に入つてもらつて、そこで一體この法律でよいのかどうか、改善する餘地があるか、あるいは實際に運用して

○米窪國務大臣 法文の上では、御質問の細かい具體的なことは掲げておりませぬが、労働省内に連絡協議會を設

○吉武政府委員 さきの労働行政については、先般申しあげたように、組合の實勢を尊重しながらやつてゆくつもりであります。しからばこのなかに、労働組合に對して援助を與えるという規定をおいたらどうかといふことではあります。これは労働省全體が健全な労働組合の助長發達を援助するものと御了承願ひます。基準法の施行等について事前に組合等に連絡をするようにすることでありませぬ。これは基準法をつくるときにも、組合の労働者代表を入れた労働法制審議會等で十分審議をいたしました。また基準法が施行になりますれば、あんなに労働基準諮問委員會を設けまして、これまた労働組合の代表の方に入つてもらつて、そこで一體この法律でよいのかどうか、改善する餘地があるか、あるいは實際に運用して

どこが間違つておるかということを始め終審議していただくことになつておられます。基準法ばかりでなく、先般お尋ねがありました労働教育の問題にしろ、労働行政各級につきましても、絶えず労働組合の方々と事前に打合わせをしながらいつておるのであります。ただ組合側の方々からごらんになれば、まだ不満の點があらうかと思ひますが、私どももいたしましては、各省に率先して民主的に運営しておるつもりであります。なお指摘の點は十分今後とも注意にいたしまして、連絡いたす考へであります。

○相馬委員 もう一つ基準局長さんにお尋ねしたい。島上委員が質問されたことでもありますが、基準法がどういふふうに行きまされるかということについては、結局労働監督官の人の問題に大きな意味があると思ふ。局長の先きほどの説明によりますと、充員しておいて、しかる後によく相談するといふように聞きました。これは反對ではないかと思ふ。栃木縣の例を申しますと、栃木縣では基準局ができてそれが縣廳の中にありましたが、縣廳の勞政課とちまうか。それで今は一新聞社の三階に店を開いてやつておられます。基準局長は一生懸命やつておられます。ところが労働基準委員をつくるのだが、それをつくる正式の通牒も何もないからというので、私のような地方労働委員に諮問しておる。人事について地方労働委員に意見を聴きたいと申しておる。誰にも聴かないよりいことをすけれども、こういう暫定的なことをやつておる。それでその間にどん／＼人を入れておる。將來は監督官というものは適當な資格審査という

ものが嚴重にやつて入れるわけでしょうが、ああいうふうに入れておいて、そうして労働基準委員ができて、それが不適當だといふときに首を切れます。これは切れないと思ふ。そう考へますと、少くとも人を入れるについては、まず労働基準委員というものを一つつて、それに諮問をして、そして慎重にやらなければ私は將來が慮られる。従つてこれらに對してはどういう指導をしておるかということをお尋ねしたい。

もう一つは、ある一人の者を労働監督官に推薦した、そうすると年配といふ、學歴といふ、これは當然二級官くらいな資格があるのだが、厚生省の見解として、永く民間會社にいたから二級官たり得ない、こういう話を私は聞いた。まことに怪しからんことであつて、官尊民卑を立證するものである。民間會社にいたということが悪いといへばそれまでだが、そんな悪いといふ人は今あるうとも思ひません。こう考へますと、もう少し……監督官の任用については、今から尤もらしい説明があると思ひますが、なお一層しつかりしていただかなければならない。こういうふうには私考へるのであります。監督官は政府の意思によつてやるので、それは結局労働設置法の労働者の福祿と職業の確保という意味においてやる。そうしたならば組合あるいは使用者の團體等についても、しかるべき者に十分相談する。同時にきめられた労働基準委員というものを早くつくつなければ、人なんか一人だつてはいれない。ところが事務員の充實を急いで、局長は人をあまり入れないと悪いと思ふのですが、一生懸命あ

くたもくたを擧めてやつておられます。こういう現實を訴へるわけでありませう。○江口政府委員 お答えいたします。監督官の採用方針であります。これにつきましては普通の官吏以上の資格が要請されておるのであります。ただいま大體關係方面の了解を得まして、目下採用基準につきましては内閣におきまして法制局において審議を受けております。間もなく原案通りきまるものと思つております。普通の官吏より基準が高くつておられますために、その採用に非に困難を來してある。お話のようになかなかその資格に合う人がありませんので、地方の基準局におきましても人を採すのたいへん苦勞しておられます。もちろん私の方でもいい人があれば、地方に推薦して基準局に勤務できるようにお世話しておりますが、そういういい人がありません。委員のお方もできるだけ御推薦を願いたいと思つておられます。その採用方針につきましては基準がきまりましたら直ちに地方に知らせまします。その基準に合う人を採用するようになつてもいいと思つておられます。大體原案通りにきまる。だるうという豫定がついておられます。しばしの會議でその内容も周知しまして、よほど監督官になれない人は別だが監督官になり得る人は事務官としてどん／＼採用しておるはずであります。

○相馬委員 それを心配しておる。○江口政府委員 それからその監督官を採用する際に委員會にかけて採用するようなお話がありました。この官史の採用につきましては委員會は實は設けないことになつておられます。従來通り各省の推薦によりまして、二級官以上は内閣の方で任命する。こういう手續をとつておられます。それから二級官になり得ると思つておつたのになら得ないという場合もあつた。ごいませう。それも從來の官吏任用規則がそうなつておるのであります。その點はたしかに御指摘の通りきわめて民主的でない點があるかと思ひます。つまり民間におつた人については條件が悪いというふうなことに一應はなつておるようであります。先ほど齋藤國務大臣からもお話がありました。目下公務員法の制定を急いでおられますので、そういうものができますれば民間官界を問わず、同一の資格が認められるようになるのではないかと、こういうふうにお尋ねしておられます。監督官の採用につきましては、二級官以上につきましては、できるだけこちらとては民間の間、経歴を重んじたいと思つておられます。内閣の基準が改められない以上、それに縛られて窮屈な思ひをいたしておるような次第であります。これは開もなく改正されるのじやないかと思ひます。

○相馬委員 以上で私終つたのであります。その性格から、その使命からいつても、労働省は最も民主的に官吏の構成その他の運営をやられることを國務大臣に希望いたします。同時に經濟白書に對して、あつちこつちからいろいろ批判がありますが、全員口をそろえて評判の悪いのは労働組合法でございます。これはイデオロギーでもなんでもありません。現實に食えないという現實が、労働政勢というものを、われ／＼は希望もいたしませんし、悲しいことでもありますけれども、豫想されると思ふ。ひとつ早く労働省が出發し、同時に國務大臣もしつかりやつていただきたいと思ふ。○加藤委員長 これで連合審査會は一應終了することになりました。明日からは労働委員會單獨でさらに質疑を續けることにいたします。なお質疑並びに御意見の開陳をされます方が七名残つておるわけでありませう。初めに設置に關する主として行政機構に關する問題に質疑御意見を限定して、その他の労働一般に關する問題の意見については、失業手當法なりその他の法案が出たときに述べていただくというのを申上げておりました。御了承をいただくわけでありませう。今日までの御質疑なり御意見なりを聴いておきますと、どうしてこの問題は關連があるかやむを得ないことではありますけれども、やはり意見が多岐にわたりました。行政機構の點についての意見が少いのであります。そうしてなお質問者は今日七名残しておる。こういう状態でありませう。今後御質疑なり御意見なりをお述べ下さいます場合には、できるだけ最初の方針に問題を限定して、一應この問題を切上げて次に移りたい。こういう考へであります。この點明日から御出席なさいます方は特にお合みおきを願ひたいと存じます。今日はこれをもつて散會することにいたします。

午前十一時五十九分散會

昭和二十二年八月二十四日印刷

昭和二十二年八月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局